



第3-8図 松島の自然や地域社会に入り込む鑑賞の場(2)

3 移動視点

近世から、松島を訪れる主要な手段であった塩竈からの海路や遊覧船の航路、近代以降に整備された鉄道や道路は、移動によって連続的な眺望の変化が得られる景勝路線として、旅に趣を与える貴重な要素である。特に航海路は近世から松島を訪れる文人墨客も作品に記すなど、“松島の風景”イメージ形成に大きな影響を与えている。また、昔ながらの尾根道などでも、良い眺めを得ることができる。

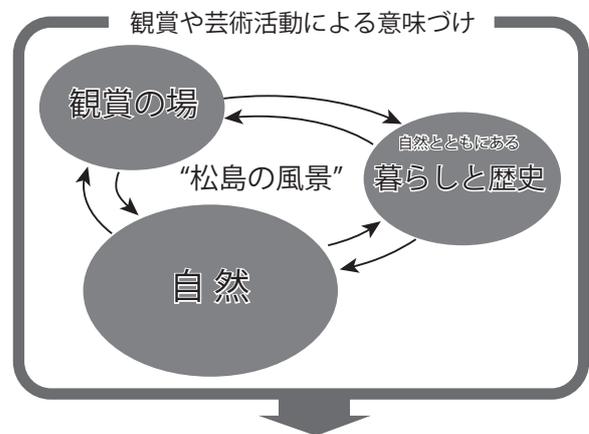
第3-24表 移動視点

44	松島湾の遊覧船	松島町・塩竈市	塩釜港から松島海岸を結ぶ遊覧船と、松島海岸から発着する遊覧船。鉄道開通以前に松島を訪れる際は、塩釜から海路を用いることが一般であった。
45	嵯峨溪遊覧船	東松島市	東松島市の奥松島遊覧船乗り場(あおみな)より発着している遊覧船。宮戸島嵯峨溪観光に活用されている。
46	塩竈市営汽船・渡船	塩竈市	塩釜港と浦戸諸島を結ぶ公営定期航路。浦戸諸島間では公営の渡船が運航している。
47	JR 仙石線	松島町 東松島市	仙台から石巻を結ぶ路線。陸前富山駅から東名駅の区間で松島湾を一望できる。
48	国道 45 号	利府町 松島町	仙台市から青森市まで海岸を結ぶ道路。特別名勝松島では、利府町浜田から松島町松島海岸周辺までの区間で海岸線に近く、瑞巖寺の門前や五大堂横も通る。
49	県道 27 号奥松島・松島公園線	松島町 東松島市	奥松島パークラインと呼ばれ、宮戸島室浜入口から松島町高城の松島町役場前を結ぶ。東松島市大塚や野蒜海岸、宮戸島で特に海岸に近い。
50	県道 58 号塩釜七ヶ浜多賀城線	七ヶ浜町	七ヶ浜の各浜を回る道路。特に吉田浜、小豆浜付近で海岸に近く景色が良い。
51	県道 144 号(長老坂)	松島町 利府町	利府町赤沼から JR 仙石線・松島海岸駅前を結ぶ県道。797 年、征夷大將軍・坂上田村麻呂が眺望を絶賛したため「眺浪坂」と呼ばれるようになり、西行が当地を訪れた頃までには「長老坂」と呼ばれるようになっていた。
52	宮城オルレ(奥松島コース)	東松島市	韓国済州島発祥の徒歩コース。宮戸島を一周する 10km コースで、島の自然や里浜貝塚など歴史を感じることができる。
53	みちのく潮風トレイル	塩竈市 東松島市	環境省の設定した福島から青森までのコース。松島では、塩釜港から浦戸諸島経由で宮戸島、野蒜へ抜けるルートが設定されている。湾内の自然や歴史を感じることが出来る。

第6節 松島の価値

第3節から第5節では、“松島の風景”を構成する自然と、自然とともにある暮らしと歴史、それを眺める観賞の場の具体例を紹介した。“松島の風景”は、これらの観賞という感動体験を通じて、芸術活動で映され、また浄土への入口として人々に認識されてきた。こうした風景の意味づけが長い時間の中で全国に蓄積されることで、今では“松島の風景”イメージが広く国内で共有されている。そして、それは現在でも観賞を通じた追体験で人々を魅了し、あるいは現代的感性でもって新たな感動を生み出している。

したがって、ここで松島の価値を見出すとするならば、それは「**自然の特異な状態とそこで営まれる人々の暮らしの作り出す風景が、観賞や芸術活動によって魅力あるものとして共有されていること**」といえる。そして、それはまた今日的な諸活動を通じて掘り起こされ、高められていくものである。



【価値】“松島の風景”が魅力あるものとして共有されていること

第3-9図 “松島の風景”の構成と価値

第4章 松島の現状と課題

第1節 東日本大震災と復興事業

平成22年の第3回改定から約1年後の平成23年3月11日午後2時46分頃、太平洋三陸沖を震源としたマグニチュード9.0の大地震（平成23年東北地方太平洋沖地震）が発生し、県内では最大震度7を観測した。この巨大地震は太平洋沿岸部で高さ10mを超える大津波を引き起こし、各地に甚大な被害をもたらした。被災後、平成23年に県や沿岸市町は震災復興計画をまとめ、令和2年度末を震災復興期間と定めて復興にあたった。

1 東日本大震災の被害と対応

松島において、県教育委員会と市町教育委員会が把握した震災被害は、以下の通りである¹⁷。

第4-1表 東日本大震災による特別名勝松島の被害

塩竈市	震度	6強	 <p>桂島の津波被害</p>
	津波	本土側1.5～4.8m、浸水範囲は市域全体の22% 浦戸地区8m、浸水範囲は全島で居住域に達する	
松島町	被災状況	<ul style="list-style-type: none"> 浦戸全島で防潮堤が損壊、ノリの養殖棚流出 島々の崖面崩落、家屋流出、損壊 1) 桂島：全壊38戸、大規模半壊8戸、半壊12戸 2) 野々島：全壊31戸、大規模半壊9戸、半壊3戸 3) 寒風沢：全壊31戸、大規模半壊16戸、半壊11戸 4) 朴島：全壊4戸、大規模半壊7戸、半壊2戸 	 <p>松島海岸の津波被害</p>
	震度	6弱	
七ヶ浜町	津波	沿岸部松島・高城・磯崎・手樽地域で2km ² 浸水	 <p>菖蒲田浜の津波被害</p>
	被災状況	<ul style="list-style-type: none"> 瑞巖寺参道杉並木の塩害枯死 富山観音堂など建造物に被害 手樽地区防潮堤の決壊 パノラマライン道路の崩落 沿岸部の地盤沈下 渡月橋の流出 	
利府町	震度	5強	 <p>浜田漁港の津波被害</p>
	津波	津波最大高：12.1m、海岸線からの浸水距離：約2km 浸水範囲：4.8km ² （町域の36.4%）	
利府町	被災状況	<ul style="list-style-type: none"> 松ヶ浜地区飛ヶ崎・御殿崎、花洲浜地区表浜・小豆浜の丘陵崖崩落 湊浜緑地公園、菖蒲田海水浴場周辺のマツ林の流出・枯死 代ヶ崎浜・菖蒲田浜・松ヶ浜・湊浜の防潮堤損壊 松ヶ浜～代ヶ崎浜漁港・港湾施設の損壊・沈下・液状化 地蔵島灯台が大破。倒壊寸前 馬放島など島嶼のマツの流出・枯死 	 <p>浜田漁港の津波被害</p>
	震度	6弱	
利府町	津波	津波最大高：4m 浸水範囲：浜田地区9.9ha、須賀地区7.4ha	 <p>浜田漁港の津波被害</p>
	被災状況	<ul style="list-style-type: none"> 浜田漁港で50～93cm地盤沈下、防潮堤損壊 須賀漁港で地盤沈下 	

17 宮城県教育委員会 2017『東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録』を参照した。

東松島市	震度	6強	 <p>宮戸島の津波被害</p>
	津波	野蒜地区：10.35 m、大曲浜地区：5.77 m 市域全体の約36%が浸水（住宅用地約65%浸水）	
	被災状況	<ul style="list-style-type: none"> 野蒜地区では防潮堤及び海岸沿いの市道が損壊、クロマツ防潮林に大きな被害 月浜のえんずのわり（国無形民俗）の岩屋・鳥居損壊 宮戸島月浜・大浜・室浜では防潮堤と住宅地破壊 	

被災後は、迅速に災害復旧・復興事業に対応しつつ「保存管理計画」に基づいた保護方針を決めることが急務で、特に非常災害時の「応急措置」の枠組みを早急に示す必要があった。そのため県教育委員会は、震災直後から被災状況の把握に努めるとともに、文化庁との協議・調整を進めた。

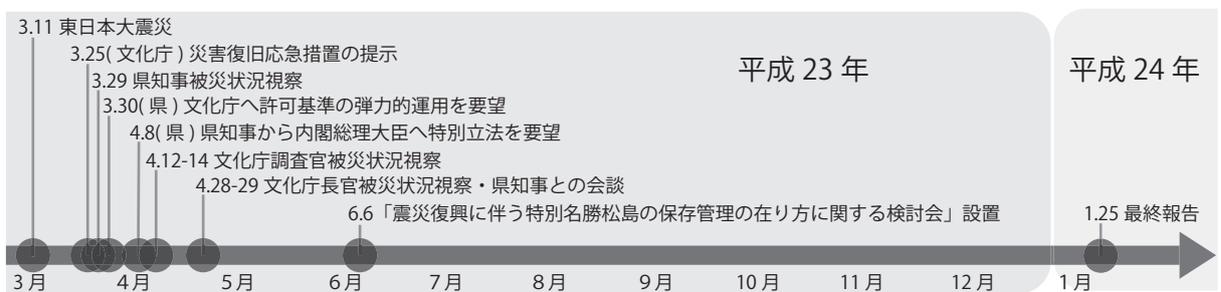
3月25日には、文化庁から災害復旧事業のうち、①崩落した土砂、落石等の撤去及び除去、②崩落した法面等の応急的な崩落防止対策、③毀損又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地、④津波等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地、⑤緊急車両のための仮設道の設置、⑥撤去物の仮置き、⑦その他緊急を要するもの、の7項目のいずれかに該当し、なおかつ、平成23年6月30日までに着手するものは「非常災害のために必要な応急措置」として取扱うことが示された。¹⁸

また、県教育委員会は松島（保存管理計画における1B及び1C地区、2B地区、第3種及び海面保護地区）で行われる災害復旧事業の3項目（1. ライフライン（電気、上下水道、ガス、電話（携帯電話を含む）、道路、橋梁、河川施設、鉄道）の復旧（原状回復）、2. 仮設建築物その他の工作物（プレハブ仮設住宅、仮設トイレ等）の設置、3. 遺体の仮土葬）が、「非常災害のために必要な応急措置」に該当するか照会し、文化庁から該当すると回答を得た。県教育委員会はこれを受け、関係機関にこの旨を周知した。¹⁹

3月29日には、県知事が松島の被災状況を調査した。その際、県民から住宅の高台移転の要望があったことから、県教育委員会は3月30日、国に住宅高台移転等の事業に関して現状変更許可基準の弾力的な運用を要望した。4月8日には、知事から内閣総理大臣に対して「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を提出した。²⁰

次いで、4月12～14日に文化庁調査官、4月28～29日に文化庁長官の現地調査が行われた。同29日には県庁で知事と文化庁長官の懇談が行われ、県の要望に対する文化庁の考えが示された。

文化庁の考えは、特別名勝松島の保護と被災者生活再建の両立を検討するための有識者会議の設置を求めるものであり、これを受けて、県教育委員会は関係市町の長、学識経験者等を構成員とした「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会（以下、検討会という。）」を設置し、検討会は平成24年1月25日に「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方 最終報告」をとり



第4-1図 東日本大震災の発生から特別名勝松島の保存管理の在り方の決定まで

18 文化庁 平成23年3月25日付 22庁財第1214号「東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第125条及び第168条の規定の適用について（通知）」
 19 宮城県教育委員会 平成23年3月25日付 文第2247号「文化財保護法第125条第1項ただし書きの取扱いについて（照会）」
 20 文化庁 平成23年3月28日付 22財記第262号「文化財保護法第125条第1項ただし書きの取扱いについて（回答）」
 21 宮城県教育委員会 平成23年3月31日付 文第2264号「文化財保護法第125条第1項ただし書きの取扱いについて（通知）」